## 入間市障害者活躍推進計画

機関名	入間市
任命権者	入間市長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
入間市におけ	○入間市においては、正職員については障害者対象の採用試験を実
る障害者雇用	施し、パートタイム職員については「入間市障害者就労支援セン
に関する課題	ターりぼん」とも連携し、継続的に障害者の任用に取り組んでい
	3.
	○障害の種類別では、知的障害者の任用がない状況である。
	○正職員の採用試験については、例年応募者が0人~3人程度であ
	り、採用に至らない年が多い。
	○希望異動先に偏りがあること等の理由から、適切なタイミングで の L 東思教等による L 社会は終るさないる L がまる
	の人事異動等による人材育成ができないことがある。 ○知的際家者について、一つの国民生での業務の切り出したよこ社
	<ul><li>○知的障害者について、一つの配属先での業務の切り出しによる対応が困難である。</li></ul>
	○一のの問題である。   ○一つのでは、「一つでである」   ○一つのでである。
	る職員の活躍のために、更なる体制整備等に取り組んでいく。
 目標	る職員の指揮のために、文なる体制を開守に取り組化です。
①採用に関	【実雇用率】
する目標	○令和3年6月1日時点で2.60%とし、法定雇用率が引き上げられた場
	合は、その法定雇用率以上の雇用率とする。
	○計画最終年度までに知的障害者を1名以上採用する。
	(参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:2.52%
	(評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関	なし
する目標	※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
③ キャリア	【障害者が担当する職務の拡大】
形成に関する	○新たな配属先や職の拡大に取り組む。
目標	○ステップアップ雇用の仕組みを整備する。 ○ ステップアップ雇用の仕組みを整備する。
T-40-1.45	(評価方法)人事記録を元に把握・進捗管理。
取組内容	
	活躍を推進する体制整備 
(1)組織面	○障害者雇用推進者として人事課長を選任する(令和元年9月6
	日に選任済)。
	○組織内の人的サポート体制として障害者雇用推進者、障害者職
	業生活相談員を整備するとともに、組織外の関係機関(入間市
	障害者就労支援センターりぼん、入間わかくさ高等特別支援学
	校)と連携体制を構築する。
	○関係課(各任命権者の計画所管課、障害者支援課、障害のある
	職員の配属課)による連絡会議を年1回以上開催し、計画の進
	接管理を行う。   ○「際宝のよって、の町虚コー・フル(際宝老士短囲作式)」
	○「障害のある方への配慮マニュアル(障害者支援課作成)」、
	「合理的配慮指針(厚生労働省)」等を職員に周知し、障害者
(0) 1 11 =	が相談しやすい体制を整える。
(2)人材面	○職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修を実施
	する。

## 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 ○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務整理 表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行 う。 ○自己申告や人事評価の面談等において、障害者と業務の適切なマッチングが できているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 ○障害特性により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を (1)職務環 境 講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえ つつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 (2)募集・ ○特別支援学校の生徒等を対象とした職場実習を積極的に行う。 ○採用選考にあたり、障害者からの要望を踏まえ、受験環境の整 採用 備など合理的な配慮を行う。 ○募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受 けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○休憩時間の分割取得などの柔軟な時間管理制度の利用を促進す (3)働き方 ○年次有給休暇の利用を促進し、特別休暇・病気休暇などの各種 休暇の利用について配慮する。 ○本人の希望等も踏まえつつ、階層別研修、特別研修等の研修を (4) キャリ ア形成 実施する。 ○パートタイム職員については勤務時間の延長及び正職員への公募 勧奨といったステップアップ雇用の仕組みを整備する。 (5) その他 ○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況 の人事管 把握・体調配慮を行う。 理 ○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者を いう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の 整備や通院への配慮等を行う。 ○障害の状況により加配職員やジョブコーチを配置する等の配慮を 講じる。 その他 4. ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関 する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害 者の活躍の場の拡大を推進する。